

# **行政説明 1**

## **(虐待防止対策)**



# 1. 児童虐待防止対策について



# 児童相談所における児童虐待相談対応件数

## 1. 児童相談所における児童虐待相談対応件数

平成22年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数

**55,152件(速報値)**

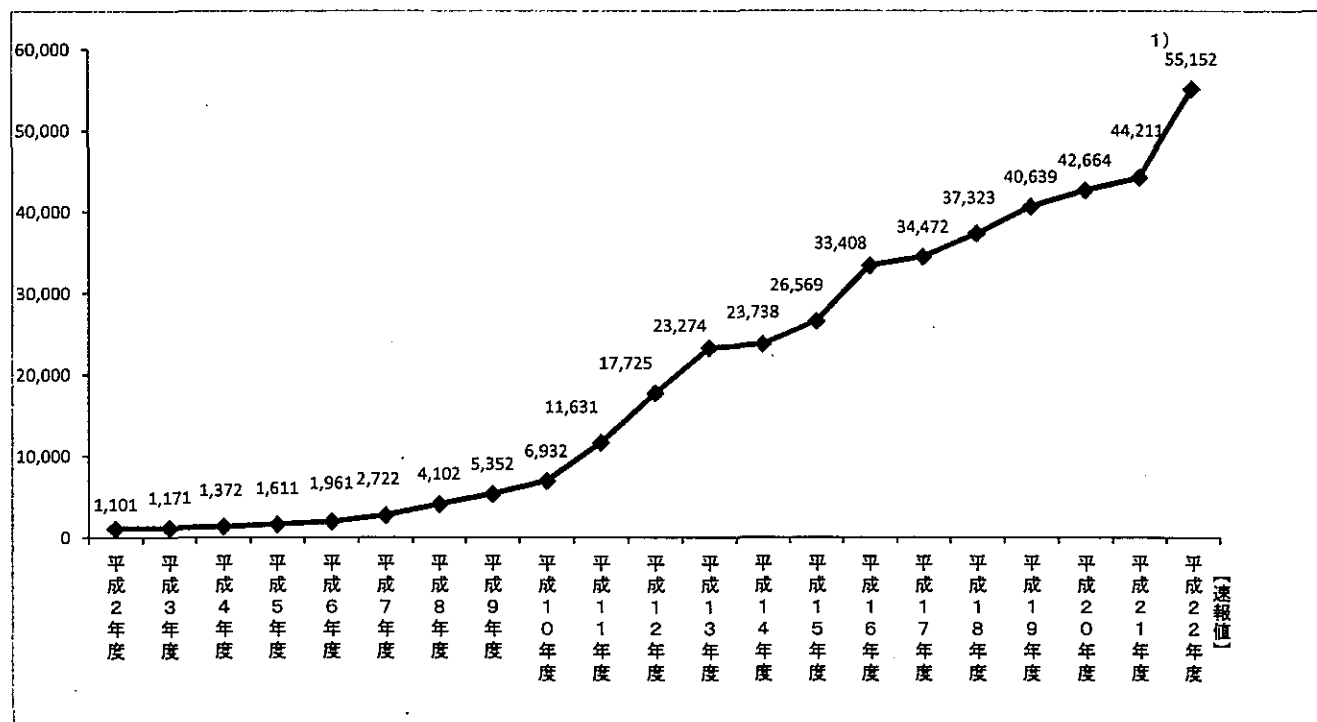
※宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値。

### 【参考1】 児童虐待相談対応件数の推移

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (速報値)
件数	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	<sup>1)</sup> 55,152
対前年比	102.0%	111.9%	125.7%	103.2%	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%	<sup>2)</sup> -

注:1) 平成22年度(速報値)の件数は、宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値である。

2) 平成22年度(速報値)の対前年比は、参考2に掲載。



### 【参考2】 対前年度(平成21年度)との比較について

平成22年度(速報値)の件数は、宮城県、福島県、仙台市を除く集計のため、平成21年度の件数から宮城県、福島県、仙台市を除く数値と比較した結果を参考として掲載いたします。

年度	平成21年度	平成22年度(速報値)	対平成21年度比	
			増減数	増減率
件数	43,062	55,152	12,090	128.08%

## 2. 児童相談所における児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減率
	21年度	22年度(速報値)	対前年度増減件数	
1 北海道	1,055	1,115	60	1.06
2 青森県	475	692	217	1.46
3 岩手県	293	361	68	1.23
4 宮城県	609	-	-	-
5 秋田県	217	280	63	1.29
6 山形県	246	282	36	1.15
7 福島県	200	-	-	-
8 茨城県	718	928	210	1.29
9 栃木県	486	810	324	1.67
10 群馬県	526	626	100	1.19
11 埼玉県	2,070	2,806	736	1.36
12 千葉県	2,295	2,522	227	1.10
13 東京都	3,339	4,450	1,111	1.33
14 神奈川県	2,146	2,469	323	1.15
15 新潟県	539	525	▲ 14	0.97
16 富山県	257	258	1	1.00
17 石川県	250	287	37	1.15
18 福井県	151	181	30	1.20
19 山梨県	404	411	7	1.02
20 長野県	517	839	322	1.62
21 岐阜県	450	672	222	1.49
22 静岡県	600	732	132	1.22
23 愛知県	637	1,137	500	1.78
24 三重県	541	858	317	1.59
25 滋賀県	745	961	216	1.29
26 京都府	376	527	151	1.40
27 大阪府	3,270	4,820	1,550	1.47
28 兵庫県	1,155	1,689	534	1.46
29 奈良県	639	728	89	1.14
30 和歌山県	423	603	180	1.43
31 鳥取県	68	49	▲ 19	0.72
32 島根県	139	124	▲ 15	0.89
33 岡山県	759	761	2	1.00
34 広島県	1,182	1,273	91	1.08
35 山口県	272	257	▲ 15	0.94
36 徳島県	401	444	43	1.11
37 香川県	569	588	19	1.03
38 愛媛県	272	312	40	1.15
39 高知県	155	142	▲ 13	0.92
40 福岡県	849	855	6	1.01
41 佐賀県	119	140	21	1.18
42 長崎県	197	261	64	1.32
43 熊本県	354	243	▲ 111	0.69
44 大分県	546	905	359	1.66
45 宮崎県	365	451	86	1.24
46 鹿児島県	113	122	9	1.08
47 沖縄県	435	420	▲ 15	0.97
48 札幌市	620	478	▲ 142	0.77
49 仙台市	340	-	-	-
50 さいたま市	515	687	172	1.33
51 千葉市	360	436	76	1.21
52 横浜市	2,466	2,886	420	1.17
53 川崎市	715	1,132	417	1.58
54 相模原市	-	569	569	-
55 新潟市	266	371	105	1.39
56 静岡市	279	348	69	1.25
57 浜松市	228	303	75	1.33
58 名古屋市	741	833	92	1.12
59 京都市	611	742	131	1.21
60 大阪市	1,606	1,976	370	1.23
61 堺市	560	850	290	1.52
62 神戸市	381	610	229	1.60
63 岡山市	262	308	46	1.18
64 広島市	451	714	263	1.58
65 北九州市	316	308	▲ 8	0.97
66 福岡市	495	604	109	1.22
67 横須賀市	349	410	61	1.17
68 金沢市	226	251	25	1.11
69 熊本市	-	420	420	-
全国	44,211	55,152		

注)平成22年度(速報値)の全国の数値は、宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値である。

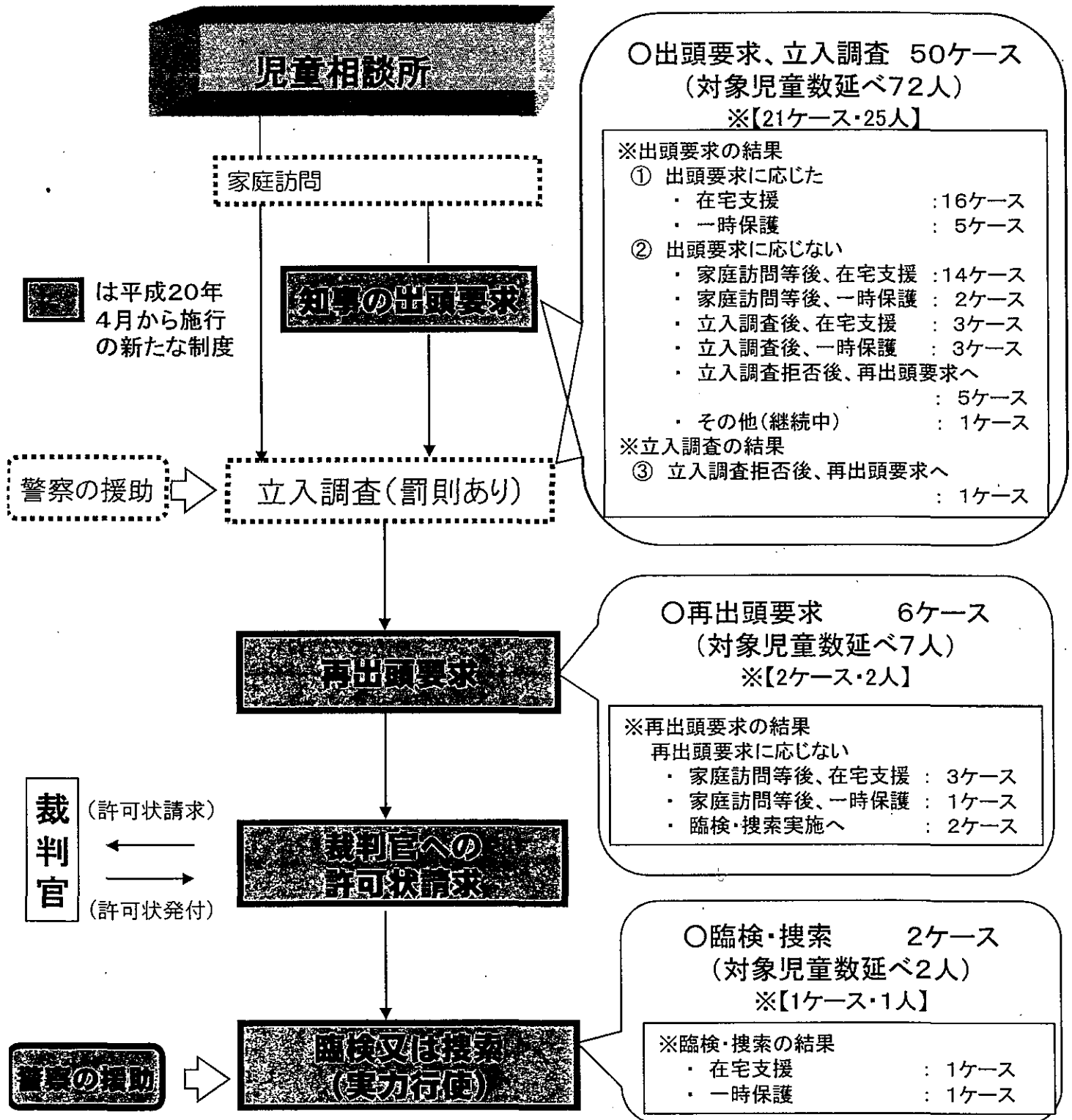
### 【参考】対前年度(平成21年度)との比較について

平成22年度(速報値)の件数は、宮城県、福島県、仙台市を除く集計のため、平成21年度の件数から宮城県、福島県、仙台市を除く数値と比較した結果を参考として掲載いたします。

年度	平成21年度	平成22年度(速報値)	対平成21年度比	
			増減数	増減率
件数	43,062	55,152	12,090	1.28

# 平成22年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成22年度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注: 数値は、平成22年4月1日～平成23年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数。(※【 】内は平成21年4月1日～平成22年3月31日の数値)

## 平成22年度において実施された出頭要求等の事例

### 出頭要求

#### 【事例1】

##### 背景

- ・保育所への送迎時に保護者から児童を叩いたとの発言があり、確認すると児童の耳の周辺にあざが見受けられた。
- ・保育所での児童相談所との面接も拒否的で、児童相談所からの電話や手紙にも無反応で家庭訪問にも応じなかったため、出頭要求。

##### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・保護者も養育に困っていたことが分かり、児童の発達検査を行うこととし、児童の特徴に合わせた接し方を助言するなど在宅支援とした。

#### 【事例2】

##### 背景

- ・保護者が児童2人とともに自宅に引きこもり、児童の生活をコントロールしているという状況。
- ・保護者が関係機関の介入を拒否し、児童の安全確認ができなかったため、出頭要求。

##### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・保護者の体調が悪かったこともあり、保護者の同意を得て、一時保護を行った。



### 【事例3】

#### 背景

- ・児童の不登校状態が長く続いており、学校の指導にもまったく従わないという状況。
- ・児童相談所が電話連絡や家庭訪問を繰り返すものの、保護者と一度しか会えず、児童とは全く会えず安全確認ができなかったため、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・保護者も児童も落ち着いており、面接には協力的であった。ただ、現状のままでは不登校の改善が見込まれない旨保護者に説明し、一時保護を行った。

### 【事例4】

#### 背景

- ・保護者が外国籍の家庭で、児童が登校してこなくなり、以前は学校や市が家庭訪問して児童の安全確認ができていたが、最近は安全確認ができなくなっているという状況。
- ・児童相談所の家庭訪問にも応じないため、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・保護者は外国籍であるが、ひらがなは理解できるという情報があり、ひらがなで出頭要求告知書を作成したが、出頭要求に応じなかったため、立入調査。
- ・保護者は素直に応じて室内にも入れてくれ、児童の安全確認もでき、今後の関係機関の関わりも了承したため、在宅支援とした。

## 【事例5】

### 背景

- ・以前から保護者のネグレクトにより、地域で見守りを行ってきたケース。
- ・保護者が児童の登校を制限していたため、学校等が家庭訪問を行っていたが、次第に拒否するようになり、児童の安全確認ができなくなった。
- ・児童相談所が再三にわたり電話連絡や家庭訪問を行うが、拒否や無視を続けたため、出頭要求。

### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、祖母の協力も得ながら立入調査を実施。
- ・保護者は声を荒げたり逆上することはなかったものの、精神的な不安定さがあったため、一時保護を行った。

## 再出頭要求

## 【事例6】

### 背景

- ・児童の不登校状態が長期化し、また、住んでいるアパートの退去期日が迫っており児童の福祉を著しく害するおそれがあったケース。
- ・保護者に児童を登校させるよう再三にわたり説得を行ったが応じる気配がなく、出頭要求、立入調査も拒否したため、再出頭要求。

### 再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求には応じなかったが、翌日、事態を憂慮した伯母から、家族の引取りと児童の就学手続きの申し出があった。また、保護者からも連絡があり、児童の安全確認を行うことができた。
- ・伯母が家族を引取ったことを確認し、しばらく経過を見るため、児童福祉司指導とした。

## 臨検・搜索

### 【事例7】

#### 背景

- ・児童の不登校状態の長期化により児童福祉司指導としたケース。
- ・保護者は来所面接に応じたものの、児童の同行は拒否し、登校させることも拒否し、状況が改善されないまま一切を拒否するようになった。
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

#### 臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、業者に依頼して解錠したところ、事前の警告で諦めたのか、保護者が自らドアチェーンを外したため、入室して臨検・搜索を実施。
- ・居間にいる児童を発見し、職権で一時保護を行った。

### 【事例8】

#### 背景

- ・住民票を残したまま他自治体へ転居したが、児童の就学手続きや医療機関への受診を行わないため、ネグレクトとして移管となったケース。
- ・正式にケース移管となるまでの間、援助要請を受けて再三にわたり双方の児童相談所が訪問を行うなどしたが、児童の安全確認ができなかった。
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

#### 臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、解錠の準備をし、呼びかけをしていたところ、保護者がドアを開けたため、児童の安全確認を行うことができた。
- ・今後も関わる必要が認められたため児童福祉司指導とし、今後は医療機関への受診に児童相談所も同行することとした。

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成23年7月）

## 対象

### 1. 子ども虐待による死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの12か月間に発生し、又は明らかになった児童虐待による死亡\*77事例（88人）を対象とした。

	7次報告			6次報告		
	虐待死	心中 (未遂を含む)	計	虐待死	心中 (未遂を含む)	計
例数	47	30	77	64	43	107
人数	49	39	88	67	61	128

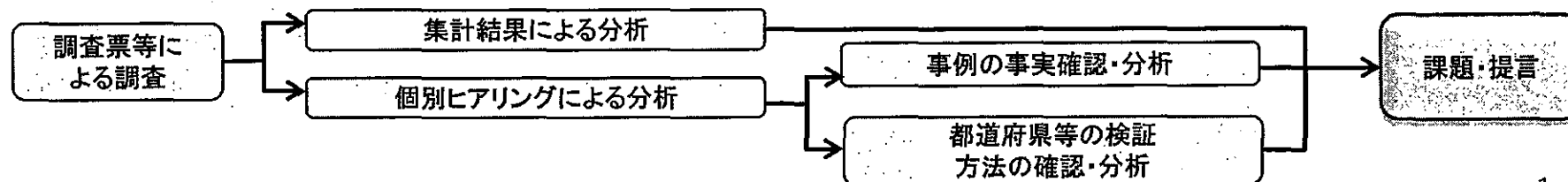
\* 児童虐待による死亡事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例に区別していたが、本報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「虐待死」と「心中（未遂を含む）」とした。

### 2. 0日・0か月児の死亡事例

第1次から第7次報告の対象期間（平成15年7月から平成22年3月）内に把握した日齢0日から月齢0か月（生後1か月未満）児の虐待死77人（69事例）を対象とした。

## 調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実地した。



## 事例の分析

### 集計結果による分析—「虐待死」・「心中」の事例—

- 死亡した子どもの年齢は、虐待死事例では、0歳児が20人(40.8%)と一番多く、0～5歳児が約9割(43人)を占めている。心中事例では、各年齢に分散している。
- 虐待の種類は、身体的虐待が多く(59.2%)、3歳未満ではネグレクトが約半分を占めている。主な死因は、虐待死事例で「頭部外傷」(30.6%)、心中事例で「頸部絞扼」(33.3%)であり、これまでの報告と同様。虐待死事例では、「車中放置による熱中症・脱水」と「溺水」が増加した。
- 主たる加害者は、虐待死事例と心中事例のいずれにおいても、「実母」が最も多い。(虐待死事例で23人(46.9%)、心中事例で22人(56.4%))
- 虐待死事例では、「望まない妊娠」、「妊婦健診未受診」、「母子健康手帳未発行」が多く、これらの妊娠期・周産期の問題を併せて抱える傾向。
- 虐待死事例での加害の動機について、3歳未満では、「子どもの存在の拒否・否定」、「保護を怠ったことによる死亡」が多く、3歳以上では、「しつけのつもり」が最も多い。
- 虐待死事例・心中事例ともに、児童相談所が関わっていた事例が増加している。(虐待死事例で12事例(25.5%)、心中事例で6事例(20%))児童相談所が関与していた虐待死事例のうち、虐待の認識があり対応していた事例は2例、虐待の認識がなかった事例は5例であり、情報収集、アセスメントや措置解除後の関係機関を含めた連携・フォロー体制が要因である。

### 集計結果による分析—0日・0か月児の死亡事例—

- 第1次報告から第7次報告の調査期間内に、虐待死した0日・0か月児は77人であり、日齢0日児が67人、日齢1日以上の月齢0か月児が10人である。加害者は、実母が最も多い(87%)。
- 日齢0日の事例の実母の年齢は、平均28.2歳で19歳以下が17事例(25.4%)と最も多く、続いて35歳から39歳が13事例(19.4%)であり、2極化の傾向。
- 日齢0日の事例では、望まない妊娠が54事例(80.6%) (複数回答)である。
- 同居家族が妊娠に気づいていた事例は、19歳以下では13事例中1事例、20歳以上では30事例中3事例である。(実母の年齢不明は除く)
- 子どもの性別は、日齢0日児の事例で男女の違いはないが、日齢1日以上の月齢0か月児の事例では男児が7事例、女児3事例と男児がやや多い。

### 個別ヒアリング調査結果の分析—6事例から—

- 1 望まない妊娠への対応  
児童相談所が支援していた家庭だが、養育者にとっては、望まない妊娠について相談できる機関になっていない。
- 2 妊娠期からの継続的な支援体制  
妊娠・出産等の各種届出時や産科入院中のリスクアセスメントが十分でなく、継続した支援につながらない。
- 3 乳幼児健康診査受診者・未受診者フォローの在り方  
養育者や子どもと関わることができる唯一の機会である健康診査を利用して、きょうだいの状況や養育の悩みを捉えることができていない。
- 4 複数機関の連携による適切な家族アセスメント  
各関係機関の情報を統合し、家族の状況を適時にアセスメントすることができていない。
- 5 生育歴、生活歴等からの潜在的な問題の把握  
養育者の成育歴やストレスとなるライフイベントからのリスクアセスメントが十分でない。
- 6 初期対応と関係機関の連携  
関係機関の役割分担が明確でないため、必要な措置が行われていない。
- 7 入所措置解除時のアセスメントと家庭復帰後支援  
入所措置解除のアセスメントを一部の関係機関で行い、解除後の支援方針が明確でなく関係機関の間で共有されていない。
- 8 学校等の組織的対応の在り方  
虐待を疑ったが、組織の判断として通告を見合わせ、児童相談所等に速やかに通告していない。
- 9 虐待防止・早期対応における医療機関の体制  
虐待を見逃さない診療を行うための虐待に対する院内体制が十分でない。

# 課題と提言

## 地方公共団体への提言

### 1. 虐待の発生・深刻化予防

- (1) 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制
- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備
- 妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進
- (2) 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実
- 養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関（母子保健担当部署等）の質の向上と体制の整備
- 養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備

### 2. 虐待の早期発見とその後の対応

- (1) 児童相談所の体制の充実

- 児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備
- (2) 早期発見につなげる体制づくり
- 養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と、相談や支援につなげる体制の整備
- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実
- (3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保
- 児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備
- 3. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した関係機関の連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化
- 4. 地方公共団体における検証の在り方
- 虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施

## 国への提言

### 1. 虐待の発生・深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関の連携体制の整備
- 養育支援を必要とする家庭に対する妊娠期・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備
- 2. 虐待の早期発見とその後の対応
- 児童相談所や市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制の整備
- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実

- 養育者への効果的な指導法についての知見の収集、技法の開発及び普及
- 3. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した関係機関の連携
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用促進及びマネジメント機能の強化
- 4. 地方公共団体における検証の在り方
- 地方公共団体による検証内容の分析及び検証の提言に係る取組に対する評価の確認

## 本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

### 保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにも関わらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産した
- 妊婦健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない
- 双子を含む複数人の子どもがいる

### 子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

### 援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※子どもが低年齢、または離婚等により一人親の場合であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。